

国 際 電 話 サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則
1～19 (略)
(注1)～(注2) (略)

第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第1 通話料
1 適用

通 話 料 の 適 用	
(1) 通話の種類等	国際電話サービスは、通話モード（主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのものをいいます。）により利用していただきます。
(2)～(8) (略)	(略)

2 料金額
2-1 2-2以外のもの
表 (略)

[現 行]

第1章～第8章 (略)

料金表
通則
1～19 (略)
(注1)～(注2) (略)

第1表 料金 (その他のサービスの料金を除きます。)

第1 通話料
1 適用

通 話 料 の 適 用							
(1) 通話の種類等	ア 通話には、次の種類があります。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>通話モード</td> <td>主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの</td> </tr> <tr> <td>デジタル通信モード</td> <td>符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのものであって、通話モード以外のもの</td> </tr> </tbody> </table> イ デジタル通信モードによる通話は、FOMAサービス、Xiサービス又は鉤携帯電話サービスの契約者回線からの通話及び国際ローミング機能に係る通話に限り行うことができます。	種 類	内 容	通話モード	主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの	デジタル通信モード	符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのものであって、通話モード以外のもの
種 類	内 容						
通話モード	主としておおむね3kHzの帯域の音声その他の音響の伝送を行うためのもの						
デジタル通信モード	符号、音声その他の音響又は映像の伝送を行うためのものであって、通話モード以外のもの						
(2)～(8) (略)	(略)						

2 料金額
2-1 2-2以外のもの
2-1-1 通話モードに係るもの
表 (略)

2-1-2 デジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		30秒までごとに次の料金額
国際通話料	通話先区分	
	アメリカ	271円
	アジア1	124円
	アジア2	152円

2-2 国際ローミング機能に係るもの

表 (略)

第2表 (略)

	アジア3	265 円
	オセアニア	152 円
	ヨーロッパ	203 円
	アフリカ	316 円

2-2 国際ローミング機能に係るもの

2-2-1 通話モードに係るもの
表 (略)

2-2-2 デジタル通信モードに係るもの

料 金 種 別		料 金 額
		1分までごとに次の料金額
国際通話料	通話先区分	
	アメリカ	440 円
	アジア1	200 円
	アジア2	250 円
	アジア3	430 円
	オセアニア	250 円
	ヨーロッパ	330 円
	アフリカ	510 円

第2表 (略)

別表 取扱地域

表 (略)
(注) (略)

別表 取扱地域

1 通話モードに係るもの
表 (略)
(注) (略)

2 デジタル通信モードに係るもの

通話先区分		取扱地域
南・北アメリカ地方	アメリカ	ブラジル
アジア地方	アジア1	台湾、大韓民国、中国、香港、マカオ
	アジア2	インドネシア共和国、シンガポール共和国、フィリピン共和国
	アジア3	アラブ首長国連邦、イスラエル国、カタール国、スリランカ
オセアニア地方	オセアニア	オーストラリア連邦、ニュージーランド
ヨーロッパ地方	ヨーロッパ	アゾレス諸島、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）、エストニア共和国、イタリア共和国、オーストリア共和国、オランダ王国、カナリア諸島、キプロス共和国、クロアチア共和国、スイス連邦、スウェーデン王国、スペイン、スペイン領北アフリカ、スロバキア共和国、デンマーク王国、トルコ共和国、パチカン市国、ハンガリー、フランス共和国、フィンランド共和国、ブルガリア共和国、ベルギー王国、ポーランド共和国、ポルトガル共和国、マデイラ諸島、ルーマニア、ルクセンブルク大公国
アフリカ地方	アフリカ	エジプト・アラブ共和国、南アフリカ共和国、モーリシャス共和国、モロッコ王国

(注) 取扱地域に△印が付されているものについては取扱開始予定であり、それぞれ取扱いが開始されたときにはインターネット等を利用してそのことを掲示します。

附 則（令和5年11月17日経企第2911号）

（実施期日）

1 この改正規定は、令和5年12月1日から実施します。

（経過措置）

2 この改正規定実施前に、改正前の規定により支払い又は支払わなければならなかった国際電話サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

（その他）

3 経企第1605号（令和元年9月24日）の附則第3項の（注）中、「国際ローミング機能に係る通話及びデジタル通信モードによる通話（3G-324Mの通信プロトコルにより映像等の伝送交換を行うための通話として取り扱うものを除きます。）」を「国際ローミング機能に係る通話」に改めます。